

阿智村長 熊谷 秀樹 様

令和 6 年 4 月 25 日
阿智村智里 3643 番地イ号
熊谷 章文

長野地方裁判所飯田支部 令和 4 年 (ワ) 第 2 号 土地明渡請求事件の判決による土地明渡について

私が所有する阿智村智里 3467 番 1 の一部土地が、当村において長く不法に占拠された件について、以下のように請求いたします。

1. 現状復旧工事に関する計画書の策定について
復旧工事計画書は私の承認を要する。
2. 復旧工事期間の補償について
補償内容
 - ・ 不法占拠が始まった日から今日までの税金の払い戻しと、賃貸借料
 - ・ 復旧工事期間の収穫補償および、当該土地の賃貸借料
 - ・ 迷惑料これら補償内容を明確にされること。
3. 不法に占拠した理由書
平成 17 年頃、熊谷和美が所有する離れの解体費用捻出のため、熊谷操議員が岡庭一雄村長に村道拡張工事を働きかけ、離れの解体費用 100 万円を補償金として熊谷和美に支払った事実を理由書において明確に表すこと。
4. 農地法第 5 条の違反と井水不法占拠について
熊谷和美は、農地法第 5 条に違反し、農地を宅地として使用している。
また、井水を埋立て不法占拠している。
この件は、令和 4 年に阿智村農業委員会へ告発済であるため、農業委員会の回答を要する。

以上の件について、令和 6 年 5 月 27 日までに回答及び報告が無い場合は、長野地方裁判所飯田支部へ「民事執行法第 22 条第 1 号、第 2 号等」に基づき、強制執行の手続きに入ることを申し伝えておく。